大阪印刷同業組合

名稱 大阪府北區中樞町四之番地

大阪府

大正 年 月 日 最近第 回変更

大正 年 月 日 加入

大正 年 月 日 脫

役名	氏名	住所	就任	退任
會長			大正 年 月 日	大正 年 月 日
副會長			大正 年 月 日	大正 年 月 日
理事			大正 年 月 日	大正 年 月 日
監事			大正 年 月 日	大正 年 月 日

役員ノ任期 一期二年。但補缺ノ爲メ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス。

役員ノ選擧ノ方法 一部ハ組合員ノ選擧ニ依リ一部ハ組合員ノ選擧ニ依リ選擧シタル者ノ中ヨリ互選ス。

役員ノ職務 一部ハ組合ヲ代表シ一部ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ執行ス。

役員ノ報酬 無報酬

組合員ノ加入又ハ脫退ニ關スル規定 組合員ノ加入ハ組合ノ承認ヲ得テ之ヲ爲ス。組合員ハ左ノ場合ニ於テ脫退ス。一、除名セラレタルトキ。二、死亡シタルトキ。三、破産シタルトキ。四、解散シタルトキ。

組合員ノ除名ニ關スル規定 組合員ニシテ組合ノ規約ニ違反シ又ハ組合ノ名譽ヲ毀損シ其ノ他不都合ノ行爲アリタルトキハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得。

組合費ノ賦課徵收ノ方法 組合費ハ毎年一回金拾圓ヲ徵收ス。

組合ノ解散ニ關スル規定 組合ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ解散スルコトヲ得。

組合ノ存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由 組合ハ組合員ノ數十人ニ滿ツルマデ存立ス。

公告ノ方法 組合ノ公告ハ大阪毎日新聞ニ掲載ス。

組合ノ事務所ノ所在場所 大阪府北區中樞町四之番地

組合ニ關スル書類ノ保存ノ方法 組合ニ關スル書類ハ事務所ニ保存ス。

組合ニ關スル公告ノ方法 組合ノ公告ハ大阪毎日新聞ニ掲載ス。

組合ニ關スル通知ノ方法 組合ノ通知ハ組合員ニ對シ書面ヲ以テ之ヲ爲ス。

組合ニ關スル書類ノ保存ノ方法 組合ニ關スル書類ハ事務所ニ保存ス。

組合ニ關スル公告ノ方法 組合ノ公告ハ大阪毎日新聞ニ掲載ス。

組合ニ關スル通知ノ方法 組合ノ通知ハ組合員ニ對シ書面ヲ以テ之ヲ爲ス。

大正六 三 十

特筆事項

趣旨、組織、宣言又ハ綱領(若シクハ)規約

（主義綱領ノ資料何ヲ何頁參照ト附記スルコト）

役員、役員候補者ノ氏名住所勤務先及其ノ略歴

會長 岸岡